

先進医療Bの新規届出技術に対する事前評価結果等について

整理番号	技術名	適応症等	医薬品・医療機器等情報	保険給付されない費用※1※2 〔「先進医療に係る費用」〕	保険給付される費用※2 〔「保険外併用療養費に係る保険者負担」〕	保険外併用療養費分に係る一部負担金	先進医療技術審査部会				先進医療会議		その他 (事務的対応等)	
							審査担当構成員				総評	事前評価 担当構成員 (敬称略)		総評
							主担当	副担当	副担当	技術委員				
088	切除不能または術後再発胆道癌に対するFOLFIRINOX療法	切除不能または術後再発胆道癌	<ul style="list-style-type: none"> ・エルプラット点滴静注液(オキサリプラチン) (株式会社ヤクルト本社) ・カンプト点滴静注(イリノテカン) (株式会社ヤクルト本社) ・レボホリナート点滴静注用(レボホリナート) (株式会社ヤクルト本社) ・5-FU注(フルオロウラシル注射液) (協和発酵キリン株式会社) ・フルオロウラシル注「トローワ」(フルオロウラシル注射液) (東和薬品株式会社) 	36万7千円 (4コースとして計算) (薬剤費は企業より無償提供。残りは患者負担。)	66万7千円	28万9千円	上村	田島	手良向	—	適	宮坂 信之	適	別紙1

※1 医療機関は患者に自己負担額を求めることができる。
 ※2 典型的な1症例に要する費用として申請医療機関が記載した額。

【備考】

- 先進医療A
 - 1 未承認等の医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の使用又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の適応外使用を伴わない医療技術(4に掲げるものを除く。)
 - 2 以下のような医療技術であって、当該検査薬等の使用による人体への影響が極めて小さいもの
 - (1) 未承認等の体外診断薬の使用又は体外診断薬の適応外使用を伴う医療技術
 - (2) 未承認等の検査薬の使用又は検査薬の適応外使用を伴う医療技術
- 先進医療B
 - 3 未承認等の医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の使用又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の適応外使用を伴う医療技術(2に掲げるものを除く。)
 - 4 未承認等の医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の使用又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の適応外使用を伴わない医療技術であって、当該医療技術の安全性、有効性等に鑑み、その実施に係り、実施環境、技術の効果等について特に重点的な観察・評価を要するものと判断されるもの。